セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　１　欄	第　２　欄	第　３　欄
（略）	（略）	（略）
グリホサート	（略） 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし （略）	（略） （略） 20mg／kg ９mg／kg ５mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ヲ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～６　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　１　欄	第　２　欄	第　３　欄
（略）	（略）	（略）
グリホサート	（略） 小麦 （新設） （新設） とうもろこし （略）	（略） （略） （新設） （新設） １mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ト　（略）

⑵～⑸　（略）

２～６　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十三条及び第七十九条の規定に基づき、ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日　　経済産業大臣　西村　康稔

ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令

ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第３条関係） 託送供給収支の算定方法 １．　［略］ ２．ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理し、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより算定した額とすること。	**別表第１**（第３条関係） 託送供給収支の算定方法 １．　［略］ ２．ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理し、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより算定した額とすること。ただし、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第１項に規定する旧一般ガス